

令和4年 八潮市農業委員会8月総会 議事録

- 1 開催日 令和4年8月25日(木)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 市役所第2会議室

- 4 出席委員 9名
会長 1番 大塚 一宏
会長職務代理者 2番 小早川喜一
委員 4番 渋谷 稔 12番 鈴木 新一
6番 齋藤 富子 14番 田中 幸夫
8番 小倉 雅樹 15番 松田 淳一
10番 新井 孝美

- 5 欠席委員 6名
委員 3番 大野ヒロ子 9番 飯山 敏行
5番 荻野 恭子 11番 臼倉 正浩
7番 福岡 達則 13番 鈴木 隆

- 6 議事日程
第1 会長挨拶
第2 議事録署名人の選任
第3 書記任命
第4 議 事
議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件
議案第27号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(回答)

- 7 協議事項
生産緑地地区の都市計画の変更(案)について

- 8 転用等届出受理報告
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について

報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 田口 周一

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会8月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、感染リスクを避けるため、出席人数を削減することとしまして、案件担当委員と議席番号偶数の委員の皆様に出席をお願いしているところでございます。その結果、本日の出席者は8名となっております。定足数に達しております。本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引き続き会議時間が必要以上に長くならないよう配慮していきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。相変わらずコロナ感染者が全国で何千人、何万人の状況なので、今回は半数の人数での総会となりましたが、大変お忙しい中、ご出席ありがとうございます。

まず、報告ですが、今月2日に農業祭実行委員会を開きまして、既にご存じの方も多と思いますが、検討した結果、今年も残念ですが開催中止ということになりました。

また、今週の月曜日22日ですか、農地利用最適化活動活性化研修会をこの会議室でリモートで行いました。参加してくださった委員さん、大変お疲れさまでした。特に、佐賀県神埼市の農業委員会の活動記録の報告というのがあったんですが、なかなか書き方とかやり方などは皆さんの参考になるかと思えます。資料は、研修会に来なかった人にも配ってますよね。資料を見ると、写真を撮って記録したとか書いてありますので、参考にさせていただきたいと思えます。

それでは、本日も最後までご協力、よろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

本日の傍聴者についてですが、傍聴の方はございませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで本日の資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせください。

- ①八潮市農業委員会 8月総会次第 A 4 横
- ②生産緑地地区の都市計画の変更（案）について（依頼）（資料－1）
- ③八潮市都市計画マスタープランの見直しについて（資料－2）
- ④農地利用最適化推進 1・1・1 運動推進要領の改正について（資料－3）
- ⑤農地利用最適化推進 1・1・1 運動報告書（委員個表）（資料No.なし）
- ⑥八潮市農業経営者支援給付金について（資料－4）
- ⑦議案第26号－1 参考資料（資料－5）

先ほど会長からお話ありましたように、農地利用最適化活動活性化研修会が、先日21日に
行われまして、研修会に出席した委員さんにつきましては、アンケートを研修後
に書いていただいたんですけども、出席できなかった委員さんも資料をご覧になっ
ていただきまして、埼玉県農業会議よりアンケートの提出を求められてお
りますので、そちらのほうを今から配らせていただきます。後日、9月2日ぐ
らいまでにご提出いただければと思っておりますので、よろしくお願
いします。

- ⑧農業委員会活動記録簿（8～9月分）5枚

それと、当日資料、資料5番というものがございまして、当日配付資料として農地法抜粋
という資料がございまして、

以上でございますが、資料の漏れはなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認は終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に「会長は、総
会の議長となり議事を整理する」とうたわれております。次第3の議事録署名人の選任から
次第8のその他までの議題を大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願
いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいで
しょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、6番、齋藤富子委員、12番、鈴木新一委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、田口事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第25号-1の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第どおり、議事に入りたいと思います。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきましては2件ございます。

議案第25号-1について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請許可の件、1件目になります。

番号1、譲渡人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、譲受人住所・氏名、〇〇〇-〇-〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇㎡。もう1筆ありまして、〇〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇㎡、地積の合計〇〇㎡となります。権利の内容は所有権の移転です。申請事由としましては、経営規模拡大です。譲受人の方の住所なんですけれども、住所は〇〇になっていますけれども、実家が実は〇〇にありまして、両親と一緒に営農されている方です。ですので、住所は〇〇ですけれども、〇〇において同一世帯として農業を営んでいらっしゃいます。耕作面積は〇〇〇㎡、農業従事者が今申し上げましたように両親とご本人で3人、3人合計の従事日数は延べ年間900日となります。所有する機械のほうは、トラクター1台、耕運機1台、トラック2台所有しておりまして、主にコマツナ、エダマメを栽培していらっしゃいます。そして、〇〇〇市場のほか、最近ではスーパーやJAさいかつの直売所にも出荷していらっしゃいます。

次に、場所の説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。市役所の〇側の出口を出まして、〇折し、〇方向に向かいます。ここを真っすぐ行きまして、〇〇〇の〇〇〇さんのある交差点を〇折して、〇〇の〇〇に向かいます。ずっと直進しまして、〇〇の〇〇に当たったところで〇折しまして、〇〇〇通りを〇方向にずっと進んでまいりまして、〇〇の向こ

う側に〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、こういった辺りで〇〇〇通り沿いに走る道と〇〇〇農地の〇〇を走る道と二股に分かれるところがありますが、その二股から〇〇のほうを310mほど進みますと、〇〇〇の〇〇〇のある交差点に到達しますが、ここからさらに110mほど〇に進みまして、左折した先、地図に着色してある1番というところが、まず〇〇〇の〇〇〇ー〇になります。もう1筆のほうは、ちょっと場所が離れているんですけども、そのまま〇〇を直進しまして、〇〇〇をくぐって〇〇mほど行った先になりますが、交わるところが、着色した〇〇〇ー〇になります。

現地の様子は、後ろの3ページをご覧ください。ご覧のようにきれいな状態になっておりました。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の15番、松田淳一委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○15番（松田淳一委員） 昨日現地のほうに行きました。きれいに除草されて、すぐに耕作できるような状態でした。

〇〇さんは、以前〇〇に勤められていて、退職後、昨年4月より就農されまして、本年度4月には青耕会のほうにも入られて、農業を一生懸命やっているように見受けられます。〇〇さんは、今年6月に結婚されまして一時的に〇〇のほうに住んでおりますけれども、いずれ〇〇のほうに戻るといことです。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と15番、松田委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

従事者3人というんですけども、内訳というか。

○事務局 〇〇さんと、あと両親、お父さん、お母さんの3人です。

○12番（鈴木新一委員） 世帯主の方は〇〇〇さんですか。

○事務局 違います。

○12番（鈴木新一委員） 違うんですか。

○事務局 本家の方です。

○議長 ほかにございますか。

私からいいですか。一つは、この申請地は、それまでちゃんと〇〇さんが耕作していた場所なんですか、ほとんど管理だけしていた状態ですか。

○事務局 2のほうは荒れていました。

○議長 そうですか。どういった経緯で〇〇の、〇〇さん、ほかに畑は〇〇に持っているのに。

○事務局 〇〇ですよ。2人でやれるぐらいの面積だったので。

○議長 どういった経緯で紹介というか、ここを見つけたのですか。

○事務局 うちでやっているのを知っていて、欲しいなみたいなことを言われていて。

○議長 〇〇さんが紹介した感じなの。

○15番(〇〇〇委員) いや、農協さんです。

○事務局 農協に相談して。

○議長 紹介してもらったの。これは活動記録に載つけられるんですか。

○事務局 そうですね、携わったら載せていただきたいと思います。

ほかにありますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第25号-2の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第25号-2について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の4ページをご覧ください。

番号2、譲渡人住所、氏名、〇〇〇-〇、〇〇〇、譲受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、田、地積〇〇㎡、同じく〇〇、登記地目、田、現況地目、田、〇〇㎡、〇〇〇、登記地目、田、現況地目、田、〇〇㎡、合計〇〇〇㎡、権利の内容は所有権の移転です。申請事由は、経営規模の拡大です。意見決定の根拠としまして、譲受人の耕作面積は〇〇〇㎡、従事者が親子4人でございまして、ご本人ご夫婦と息子さんご夫婦ですね。合計4人、延べ従事日数は年間540日で、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、防除機2台を所有していらっしゃいます。作物のほうは、ほとんどが水稲なんですけれども、ほかにネギ、トマト、イチゴなどを栽培

しておられます。何年か前にも3条の許可を受けたところがあるんですけども、最近では〇〇〇小学校の近くで小学生を対象にしたふるさと体験教室ですか、そちらの田んぼの田植え、稲刈り、そういった事業にも協力していらっしゃいます。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくって5ページをご覧ください。

市役所の〇側を今度は〇折して、〇方向に向かいます。真っすぐ行って〇〇〇支店にぶつかったところを〇折しまして、北上していきまして、〇〇〇の手前、T型の信号を〇折しまして〇〇方向に向かいます。一つ目の信号を〇折して〇〇〇通りをずっと〇〇していきますと、〇〇〇、〇〇〇の交差点に到達しますが、ここからさらに〇方向に直進しまして1kmほど走りますと、〇〇〇を越えたところに到達しますが、〇〇〇を越えたところの交差点を左折して100mほど行きました右側、3番ですね。こちらが申請地となります。現地の状況は、隣の6ページのような状況になっておりまして、地図を見ると、まとまった2筆の間に〇〇ー〇という小さな土地があるんですけども、これによってつながっている、こういった状況になっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして地区担当の10番、新井孝美委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

15日の日に現地調査で行ってまいりました。写真を見てのとおり、管理ということで耕作はされていなく、ヨシを刈り取った跡がありました。1年に一度、管理機を使って管理がされていたんですけども、五、六年前までは作付をしていたところで、それからずっと1年に1回ぐらい草刈り等をしている状態の圃場でございます。

以上です。

○議長 ただいま事務局と10番、新井委員より、農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

私もここはよく知っておりまして、ほとんど10年くらい、耕作放棄地みたいな形になっていたんですが、草を刈ってもらって作付してもらおうと、かなりきれいになって、結局〇〇〇㎡が解消できるわけなので、いいことではないかと思いますが。

他に質問はないですか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第26-1号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件は2件ございます。

1件目の第26号-1につきましては、私が担当の地区でございますので、議事の進行につきましては、小早川会長職務代理にお願いしたいと思います。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひします。

——— 議長、副議長と交代 ———

○副議長 それでは、本議案につきましては、会長に代わりまして、暫時、私が進行を務めさせていただきます。

議案第26号-1 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の7ページをご覧ください。

議案第26号-1 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、田、地積〇〇㎡、以下、時間短縮のため、読み上げは省略させていただきます。ほか譲渡人6名で、筆がほか8筆、合計面積が〇〇〇㎡となります。権利の内容は所有権の移転です。

次に、隣の8ページをご覧ください。

申請地の概要は、申請地は、おおむね10ha以上の規模の集団的農地の区域内にある農地(第1種農地)となります。申請目的は、〇〇〇内の商業施設となります。

申請理由なんですが、今日お配りしました資料5、議案第26号の参考資料というのをお手元に置いていただきたいと思ひます。〇〇〇の農地法上の取扱いについて説明したいと思ひますけれども、〇〇〇全体、こちらについてなんですが、資料5のほうの農地法抜粋のほうで、第5条、農地を農地以外のものにするためには、当時者が県知事の許可を受けなければならないという規定に対して、その後、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでないということで、権利移転の制限の例外が書かれています。その6番目、土地収用法その他の法律によって農地に関する権利が収用され、又は使用される場合、この〇〇〇の道路施設の計画というのは、都市計画法上の事業認可を埼玉県より取得してありまして、

それが第6号に当てはまることから、〇〇〇全体は農地法第5条の制限の例外ということで、農地法の許可を要さないということになっております。ただし、その中の商業施設につきましては、今回の申請部分となっております、これは、〇〇〇全体は道路施設になるんですけども、商業施設については道路施設とみなされなくて、連結施設ということで、事業認可の対象にならないため、〇〇〇とは分けて申請するわけなんです。それでも第1種農地になるので、原則受入れはできないところですが、この例外規定が下の農地法施行令抜粋のところにあります。施行令の11条に不許可の例外というのがあります。これの第1項の2号、法第5条第2項第1号ロに当てはまるものとありますが、これは、要は第1種農地を指しております。これに対して二のところ、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該農地が当該事業の目的を達成する上で必要不可欠であると認められるもので、この商業施設は〇〇〇と一体となって、必要であると認められることから、不許可の例外ということでできるわけなんです。ただし、申請手続は必要ですよということで、今回申請しているという形になります。今申したように公益性の高い事業なので、問題のない案件かと思えます。

以上が申請理由になるんですけども、それに対しまして、また次第のほうに戻しまして、8ページです。

資金計画・調達計画につきましては、土地購入費、設備費、建物建築費、ほかご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が提示されております。

周囲農地への被害防除なんですけれども、申請地自体は周囲を〇〇〇の施設と、あと〇〇〇に囲まれておりまして、農地には隣接していないので、今回の申請部分に対する農地への影響というのはないですけども、参考までに、〇〇〇全体の計画におきましては、周囲をブロック擁壁で囲みまして土砂の流出を防ぐ形となっております。排水につきましては、市の道水路管理者と協議済みで、既設の道水路の排水施設に接続する形となっております。また、用水路についても、地元の利用者と協議をしまして、用水路の切り回し等、対応されているところです。

次に、1枚めくって9ページをご覧ください。場所のほうは、皆さん、ご存じのところ、簡単に申し上げまして、〇〇〇の南側、〇〇〇の〇側で、〇〇〇と〇〇〇が交差する地域ですね。薄く塗ってあるところが〇〇の全体区域となり、濃く塗ってあるところが今回の申請地、商業施設となります。

また、10ページをさらにめくっていただいて、11ページは今回申請する土地の計画となります。上半分の長方形の左のところの空いているところ、こちらは荷捌き場となります。商業施設と書いてあります、図でいうと左半分が飲食スペース、右半分が物販スペース、下の小さい四角は、事務所、調理場、倉庫兼事務所、ちょっと右のほうの線が入ったところが

シャワー室、コンパクトになっております。上の長四角の右側、少し下欠いたところが、ここが空調機等の設備スペースと、あと外部から歩いてこの商業施設に入れるように考えているようで、その通行スペースに利用するという事です。下から半分は駐車場と、車が通行するスペース、このような計画となっております。

隣の12ページの現地の現況写真なんですけれども、これ正直申し上げて、少し前の写真で、現地のほうを確認しましたら、残念ながら草がかなり繁茂している状況でした。それで、事業の進め方とかいろいろあって、用地買収がこの部分は済んでいるとかいろいろあるんでしょうけれども、まだ農地であることには変わらないので、管理義務として草を刈ってもらわないといけないと思ひまして、申請者にこの話をしたところなんですけれども、これまでの段取りとか契約とか時間もかかって、残念ながら本日まで間に合いませんでした。ただ、やることは納得していただいている状況です。それなので、ほかに支障はないと思ひます。

事務局からは以上です。

○副議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして地区担当1番、大塚一宏委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○1番（大塚一宏委員） 特に補足はないと思ひます。ここは公共的な用地でもありますし、特例が多く、これでも、周りの〇〇〇の買収が昨年3月ぐらいから始まっています、スムーズにいかないところもあったようで、まだ完全に全部は、終わっていない状態です。要するに約2年間、不耕作状態になっているわけなんです。というのは、〇〇〇の人が、買収に入りましたら作ってはいけませんみたいなことを言われたので、だから皆さん多分作らないんだと思ひます。1軒以外は皆さん作らずに、買収契約を完了している人もいない人も作っていない状態なので、ヨシとかが二、三mの状態です。たまたま私が、今日の午前中に通ったときに〇〇〇の関係者がいたので、草を刈ってきれいにしてもらわないと、と言っておきました。ちゃんと八潮市農業委員会の会長であると名刺を見せたところ、前に1回会ったことがあったらしくて、向こうは知っています、ちゃんと理解していただきました。だから、多分何日かのうちには始めてくれると思ひます。とにかく公共的な事業でありますし、問題はないかと思ひます。

以上です。

○副議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と1番、大塚一宏委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

小倉委員。

○8番（小倉雅樹委員） 8番、小倉です。

これ、土地利用計画図というのを見ると、上りからも下りからも入れるのですか。

○事務局 上り下り、両方入れる計画です。

○8番（小倉雅樹委員） そのときは、この中でUターンして、戻っちゃって出られるんですか。

○事務局 今回のところは分かれていますので、できないと思います。

○副議長 ほかにございませんか。

—— 委員より意見なし ——

○副議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございます。ありがとうございます。原案のとおり可決いたします。

ここで、議案第26号－1の審議が終わりましたので、議事の進行を会長に戻したいと思います。皆様のご協力、ありがとうございました。

—— 副議長、議長と交代 ——

○議長 小早川職務代理、ありがとうございました。

◎議案第26号－2の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次にまいります。

議案第26号－2 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の13ページをご覧ください。

議案第26号－2 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、2件目になります。

番号2、借人住所・氏名、〇〇市〇〇〇番地〇、〇〇〇－〇〇号、〇〇〇、貸人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇－〇、登記地目、田、現況地目、田、地積〇〇㎡、権利の内容は使用貸借権の設定、20年間の予定となります。転用目的は自己用住宅です。

次に、隣の14ページをご覧ください。申請地の概要ですが、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地となります。

申請理由としましては、申請人は、現在〇〇市内の賃貸住宅に居住しておりますが、手狭

になっていることから、申請人の妻の父親から土地を使用貸借し、申請するものでございます。

資金計画・調達計画につきましては、建築費ほかとして記載の金額を借入金で賄うということで、金融機関の融資証明書が提示されております。

周辺農地への被害防除策としましては、転用するに当たりまして、敷地周辺をコンクリート塀などで囲み、周囲の農地に被害が生じないように十分注意する。排水は、北側の道路の市道側溝へ放流する計画となっております。

1枚めくっていただいて、15ページをご覧ください。場所の説明ですが、先ほど3条のほうで、〇〇のほうで説明した箇所とほぼ近いので省略させていただきますが、〇〇〇線の〇〇〇を過ぎた交差点、先ほど3条で左折しましたが、逆にこちらを右折しまして、〇方向に向かった先の着色した場所が今回の申請地となります。黒く囲って着色したものの外側に、さらにちょっと薄い点線がありますけれども、ここがもとの〇〇番地〇という土地で、ここは〇〇㎡ほどあったのですが、住宅建設にあたって、いろいろ事情もあるんでしょうが、必要なだけということで、〇〇㎡の申請地となっております。ちなみに、農家の分家住宅の場合、県の審査基準をおおむね500㎡程度まで見込めるところですけれども、今回はそこまでせずに〇〇㎡、ちょっと分割して申請した形となります。それに白く残った点線なんですけれども、南側の先のほうですね。こちらは、農地改良して畑として利用する予定と伺っております。土地利用計画は、裏面の16ページのようになっておりますが、こちら平屋建てとなっております。

現地の様子は、1枚めくっていただいて17ページなんですけれども、内側の太目の線が今回の申請地、外側の細い線は登記する前の土地の区画となります。このようにきれいに今年も稲が作付されておりまして、この先ですね、農地転用の許可を得た場合は、こちらを収穫した後に着工する計画ということです。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして地区担当10番、新井委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井です。

こちらは、19日の日に現地調査してまいりました。何度か通っている道なので、田んぼの様子は何度も見えていますけれども、水稻のほうもしっかりなされていて、また、自宅のほうも周りもきれいに管理されているので、何も問題はなかったかと思えます。また、用排水に関しては、北側の道路のU字溝を使うといったところです。

以上です。

○議長 ただいま事務局と10番、新井委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件

につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

どうぞ。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

自分の所有地じゃないので、使用貸借なんですけれども、ここは調整区域ですね。市街化区域にもし土地があればそちらですよ。

○事務局 そうですね、第2種農地なので、第2種農地は代替性の判断ということになってくるので、ほかでやることができなかつたら認めましようとなります。

○12番（鈴木新一委員） 他に可能な場所がないか確認するんですね。

○事務局 そうですね。場合によっては、名寄台帳で確認したり、申請者にほかのところでできないのか証明いただいたりして確認する場合があります。

○12番（鈴木新一委員） 確認されているんですね。

○事務局 ○○○さんと、奥さんの○○○さん、○○さんは○○○さんの娘なんですけれども、お二人は○○市民になるので、○○市長から無資産証明が出ていまして、代理人にも、ほかに資産を持っていると駄目なんですけど、今回は2人とも持っていないということでの申請をいただきました。

○議長 よろしいですか。

ちょっと今、聞き取りづらかったので、今の質問の内容と答えを事務局でもう一度説明してもらえますか。

○事務局 ほかに土地を持っていない証明のために、例えば土地台帳とか、名寄台帳とって、その人の持っている土地をひとつお調べしてもらって、かわりになる土地があるかないか確認します。無資産証明書というのは、市役所から、この人の持っている資産はありませんと証明されたものになります。

○議長 持っていたらどうするんですか。

○事務局 持っていたら、そっちへ建てられないんですかと聞きます。

○議長 もしそっちで建てられないというふうに証明できたら、できるんですか。

○事務局 そうですね、ほかのいろいろな諸事情が、逆に分かれば、全体的に見直します。そういう形です。

○議長 皆さん分かりましたか。いいですか。

ほかに質問ございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第27号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第27号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん の件（回答）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の18ページをご覧ください。

議案第27号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん の件（回答）になります。

買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇丁目〇ー〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇㎡、同じく〇ー〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇㎡、合計〇〇㎡、用途地域、第一種中高層住居専用地域、土地所有者住所・氏名、〇〇〇ー〇、〇〇〇、以下読み上げは省略させていただきます。

土地は、1枚めくっていただいて、19、20をご覧くださいながらお聞きください。先月の総会の議案第23号であっせん の依頼をした経緯があります。場所は、19ページにございますように、〇〇と〇〇〇が交差したところの北側で、〇〇〇の北側に生産緑地を集約した箇所の一部になります。こちら、本日まで買取り申出の連絡は事務局のほうには来ておりませんが、本日この場で確認の上回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん の件（回答）について説明がございましたが、何か質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、それでは議案第27号につきましては、買取り希望者の報告がありませんので、買取り申出なしということでよろしく願いいたします。

—— 公園みどり課職員入室 ——

◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項にまいります。

生産緑地地区の都市計画の変更（案）についてですが、生産緑地地区に関する都市計画の変更につきましては、生産緑地法施行規則第1条の規定により、農業委員会の意見を聞くことができることとされているところであります。

本日は、担当の公園みどり課の職員がいらっしゃいましたので、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○公園みどり課副課長 お世話になります。公園みどり課の横尾と申します。

農業委員会の皆様におかれましては、日頃より公園・土地・緑整備についてご理解とご協力を賜りまして、心よりお礼を申し上げます。本日は生産緑地地区の都市計画の変更（案）を作成いたしましたので、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、本委員会にご意見を伺うものでございます。

概要としましては、変更が10件、廃止が5件となっております。

それでは、詳細につきましては、担当の職員から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○公園みどり課 それでは、生産緑地地区の都市計画の変更の説明をさせていただきます。

着座にて説明申し上げます。

お手元の配付資料をご覧ください。

こちらの生産緑地地区に関する都市計画の変更につきましては、生産緑地法施行規則第1条の規定により、農業委員会の意見を聞くことができます。この通知が市長から農業委員会の会長様宛てに協議の依頼をしたもので、生産緑地地区に関する都市計画の変更（案）について、八潮市農業委員会様の意見を求めるものでございます。

それでは、配付資料1ページをご覧ください。

右上が様式7となっている草加都市計画生産緑地地区の変更（八潮市決定）をご覧ください。

こちらは、生産緑地地区の都市計画の変更の案となっております。今回の変更は、10地区の変更、5地区の廃止となります。

変更の主な理由につきましては、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、仮換地の使用収益開始に伴う区域の変更などとなっております。

続きまして、1ページをめくっていただき、変更概要書をご覧ください。

右上が様式9となっております。こちらの表は、左から地区の名称、変更の内容となっております。地区ごとに変更の内容が記載されております。

一番上の八潮9号生産緑地地区をご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約

0.13 h aのうち約0.10 h aを削除し、約0.04 h aへの変更となります。対応する変更概要図でございますが、12分の1枚目をご覧ください。黄色の着色箇所は廃止箇所、赤線で囲まれた箇所は変更後の区域となっております。位置としては、〇〇〇〇〇〇の南東の赤線で囲われた箇所になります。以降は概要図と併せてご覧ください。

続きまして、変更概要書1ページ目の上から2行目の八潮101号生産緑地地区をご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.30 h aのうち約0.11 h aを削除し、約0.18haへの変更となります。対応する変更概要図につきましては、12分の2枚目をご覧ください。位置としましては、〇〇〇の北東の赤線で囲われた箇所となっております。

続きまして、また変更概要書1ページ目の上から3行目の八潮104号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.28 h aのうち約0.04 h aを削除し、約0.24 h aへの変更となります。対応する変更概要図は12分の3枚目をご覧ください。位置としては、〇〇〇の北東の赤線で囲われた箇所となっております。

次に、変更概要書1ページ目の上から4行目の八潮106号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.12 h aのうち約0.02 h aを削除し、約0.10 h aへの変更となります。対応する変更概要図は12分の3枚目をご覧ください。位置としては、〇〇〇の南東の赤線で囲われた箇所となっております。

続きまして、変更概要書1ページ目の上から5行目の八潮122号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.27 h aのうち約0.11 h aを削除し、約0.16 h aへの変更となります。対応する変更概要図は12分の4枚目をご覧ください。位置としましては、〇〇〇の北側の赤線で囲われた箇所となっております。

次に、変更概要書1ページ目の上から6行目の南部7号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.09 h aの廃止となります。対応する変更概要図は12分の5枚目をご覧ください。位置としては、〇〇〇の南の黄色で着色された箇所となります。こちらで、黒い実線で囲われた、旗竿部分でないほうの左側の四角い部分に関しては、南部東区画整理事業による換地先である八潮南部8号へ統合します。図面上の黒い実線の囲いの矢印に誤りがございまして、左側の四角い部分が正しい箇所となっておりますので、失礼いたしました。

続きまして、変更概要書1ページ目の上から7行目の南部8号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容は、南部東一体型特定土地区画整理事業の進捗上、使用収益未開始ですが、現地換地ということで、面積約0.05haへの変更を行います。対応する変更概要図は12分の5枚目をご覧ください。位置としましては、〇〇〇の北西の赤線で囲われた箇所となります。こちらは、先ほどご説明しました八潮南部7号から一部統合される箇所となっています。

続きまして、変更概要書2ページ目の一番上の南部46号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容につきましては、南部西一体型特定土地区画整理事業の進捗に伴い仮換地の使用収益が開始されまして、面積約0.19haのうち約0.10haを削除し、約0.09haへの変更となります。対応する変更概要図は12分の6枚目をご覧ください。位置としては、〇〇〇の北東の赤線で囲われた箇所となります。

続きまして、変更概要書2ページ目の上から2行目の南部97号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.90haのうち約0.06haを削除し、約0.85haへの変更となります。対応する変更概要図は、戻りまして12分の2枚目をご覧ください。位置としましては、〇〇〇の北東の赤線で囲われた箇所となります。

続きまして、変更概要書2ページ目の上から3行目と4行目の八潮2011-13号、八潮2011-14号生産緑地地区をご覧ください。こちらに関しましては関連性が高いため、併せて説明します。八潮2011-13号の右側の変更内容につきましては、南部西一体型特定土地区画整理事業の進捗に伴い仮換地の使用収益が開始され、面積約0.12haのうち約0.06haを削除し、約0.06haへの変更となります。また、八潮2011-14号の右側の変更内容は、同じく区画整理事業の進捗に伴いまして仮換地の使用収益が開始され、面積約0.24haのうち約0.04haを削除し、約0.20haへの変更となります。こちらに対応する変更概要図につきましては12分の7枚目から12分の9枚目でありまして、説明のため3枚に分かれております。こちらの詳細の図である12分の7枚目と12分の8枚目の図に合わせまして、12分の9枚目の図面となっております。まず、12分の7枚目をご覧ください。位置としては、〇〇〇の南となりまして、こちらは黄色で着色した八潮2011-13号から赤線で囲われた八潮2011-14号への変更となります。次に、12分の8枚目をご覧ください。こちらは黄色で着色した八潮2011-14号から、北側の赤線で囲われた八潮2011-13号と南側の八潮2011-14号の変更となります。最後に、12分の9枚目をご覧ください。こちらは、12分の7枚目と12分の8枚目が合わさった最終的な図面でありまして、北側の赤線で囲われた部分が八潮2011-13号、南側の赤線で囲われた部分が八潮2011-14号生産緑地地区となっております。

続きまして、変更概要書2ページ目の上から5行目の八潮67号生産緑地地区をご覧ください。

い。右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴いまして、面積約0.39haの廃止となります。対応する変更概要図は12分の10枚目をご覧ください。位置としましては、〇〇〇の西の黄色で着色された箇所となっております。

続きまして、変更概要書2ページ目の上から6行目の南部6号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.10haの廃止となります。対応する変更概要図は12分の5枚目をご覧ください。位置としては、〇〇〇の南の黄色で着色された箇所となります。

次に、変更概要書3ページ目の一番上の南部44号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.09haの廃止となります。対応する変更概要図は12分の11枚目をご覧ください。位置としましては、〇〇〇の北西の黄色で着色された箇所となります。

最後に、変更概要書3ページ目の上から2行目の南部67号生産緑地地区をご覧ください。右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.05haの廃止となります。対応する変更概要図は12分の12枚目をご覧ください。位置としては、〇〇〇の南西の黄色で着色された箇所となります。

続きまして、生産緑地地区の面積及びその推移の表をご覧ください。

こちらの表は、平成4年に生産緑地地区を都市計画の決定を行ってからこれまでの地区数及び面積の推移となっております。例に出すと、こちらの2ページ目をめくっていただき、表の下段の令和3年11月22日の欄をご覧ください。地区数180地区、面積27.40haとなっております。今回の都市計画変更により、地区数は175地区となっております、面積は1.35ha減りまして26.05haとなる予定です。

次に、添付してある参考資料につきましては、今回説明させていただいた地区の住所や所有者のリストとなっているので、後ほどご覧ください。

生産緑地地区の変更の説明につきましては、以上になります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま公園みどり課より、生産緑地地区の都市計画の変更（案）について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

12番、どうぞ。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限について、条文を読み上げて欲しい。

○公園みどり課 第14条ですが、こちら第10条の規定による申出があった場合において、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったときは、

当該生産緑地については第7条から第9条までの規定は適用しないということとなっております。

○12番（鈴木新一委員） つまり、第14条の規定はどういう意味ですか。

○公園みどり課 第10条の規定によって、当初の指定から30年経過した生産緑地の解除ができる規定が定められており、あわせて、第14条で3か月、所有権の移転が行われなかった場合は解除ができることについて定められております。

○議長 ほかにございますか。

これ、もしよかったらなんですけれども、下にページ番号を入れてもらったほうが分かりやすいと思います。途中で違うページを見てしまい、分からなくなってしまう。

○公園みどり課 失礼しました。次回は検討させていただきます。

○議長 よろしいですか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 それでは、今回の生産緑地地区の都市計画の変更（案）につきましては、支障なしということをお願いします。

それでは、公園みどり課の皆さんご苦労さまでした。ありがとうございました。

———— 公園みどり課職員退室 ————

◎転用等届出受理報告

○議長 それでは、次に、次第7、転用等届出受理報告でございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について6件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について6件、報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について1件、報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件について1件ございますが、今月も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長ならないように配慮したいため、読み上げはなしといたしますのでご了承ください。

事前に目を通されているとは思いますが、今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。21ページから25ページになります。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について、何か質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特になければ、転用等届出受理報告は終わりといいたします。もし後で気がつきましたら、最後に質問をお願いいたします。

◎その他

○議長 それでは、続きまして、次第8、その他にまいります。

その他につきましては、報告事項が4件、依頼事項が1件、協議事項が1件ございます。

—— 都市計画課職員入室 ——

○議長 初めに、報告事項1件目、八潮市都市計画マスタープランの見直しにつきましては、本日、担当の都市計画課の職員に来ていただきました。

それでは、都市計画課の皆さん、説明をお願いいたします。

○都市計画課係長 皆様、こんにちは。都市計画課の宇田川です。本日は、皆様に報告する機会をいただきまして、ありがとうございます。

本来でしたら都市計画課長も同席するところなんですけれども、本日所用のため欠席になっております。代理で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、お手元でございます右上の資料ー2番、八潮市都市計画マスタープランの見直しについて、こちらの資料を用いまして説明させていただきます。

失礼しますが、着座にて説明させていただきます。説明時間5分くらいいただきますので、お付き合いください。

1ページ目をご覧ください。

本日の説明の趣旨ですが、現在、八潮市では、まちづくりにおける基本的な方針となる都市計画マスタープラン、こちらの見直しについて検討しておりまして、今年度中の改定に向けて取り組んでいるところでございます。計画の中では、土地利用の方針等のほか、今後の農業振興に関わる方針などについても記載を予定しております。つきましては、現時点の計画の内容について検討内容をご報告させていただきます。

1つ目に、計画素案の概要ですが、1番、計画の目的と期間のうち、(1)改定の目的ですが、本市は、平成21年3月に都市計画マスタープランを策定しまして、平成37年度を目標年次として、土地利用の誘導ですとか都市基盤の整備などに取り組んできました。現行の都市計画マスタープランは策定から10年以上が経過しておりまして、その間に全国的な人口減少・少子高齢化をはじめ、大規模災害に対応する防災・減災のまちづくりですとか社会経済状況の変化、こういったものがありました。また、まちづくり関連の法令改正、第5次八潮市

総合計画をはじめとする上位関連計画の策定・改定など、本市を取り巻く状況が大きく変化してまいりました。

さらに、新庁舎の建設によるシビックセンターの形成、北部拠点整備に伴う拠点の強化をはじめとした本市の魅力や利便性の向上を図る様々な事業が具体化しておりまして、新たなニーズにも対応したまちづくりが求められております。こうした背景から、まちづくりのさらなるステップアップを図る必要があります、都市計画マスタープランを改定するものでございます。

次に、(2) 計画期間でございますが、都市計画マスタープランにつきましては、令和5年度から令和25年度までのおおむね20年を計画期間としております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

2の八潮市の特性でございます、(1) 人口動向でございます。こちらにあります下の図、昭和55年から5年置きの本市の人口について示しておりまして、令和2年までは国勢調査の確定値、それ以降は八潮市人口ビジョンの推計値となっております。市の人口動向としては、令和7年度をピークに減少に転じることが推計されておりまして、計画の目標年次である令和25年の総人口は約8.5万人としております。また、年少人口と生産年齢人口の割合は年々緩やかに減少する一方、老年人口割合は2045年に30%以上に上昇する見込みでございます。このように、本市におきましても人口減少・少子高齢化は差し迫っている状況となっております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

(2) 農業の動向でございます。

農林業センサスの統計データとなりますが、農家数は平成7年の413戸から減少傾向で推移し、令和2年には126戸となっており、20年間で287戸が減少しております。経営耕地面積につきましては、平成7年の237haから減少傾向で推移し、令和2年には82haとなっており、20年間で約3分の1となっております。

農業の産出額につきましては、平成26年から増加傾向で推移してはりましたが、平成28年度をピークに減少に転じ、令和2年には6億7,000万円となっております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

都市計画マスタープランの見直しに当たりまして、本市のまちづくりにおける主要課題を5つに分類し、まとめております。

3、主要課題でございます。このうち、農業に関連する部分を赤字で示しておりますが、1つ目、右上の安全・安心な都市のうち自然災害に強いまちづくりの推進、2つ目、環境負荷の少ない都市のうち自然資源の保全・活用、3つ目、賑わいと活力にあふれる都市のうち就業の場の確保や地域産業の活性化の大きく3点がまとめられています。

次に、下の4、将来都市像、まちづくりの基本方針、分野別方針でございます。

将来都市像につきましては、「次代へつづく、暮らしやすさが実感できる都市やしお」をテーマに掲げておりまして、そのテーマのまちづくりの基本方針として7つ設定しております。あわせて、それにひもづく分野別の方針というものを決めました。農業に関連する部分ですと、着色しております基本方針の①地域特性に応じた計画的な土地利用、こちらを進めるため、分野別方針として（1）土地利用の方針、また、基本方針の③、都市と自然環境が共生・調和したにぎわいや交流あるまちづくり、こちらを進めるため、分野別方針として（3）水と緑の整備方針を設定しております。

次のページから、設定した分野別方針をご紹介します。5ページ目をご覧ください。

まず、（1）土地利用の方針ですけれども、下の方針図をご覧ください。地域の特性に応じて住宅地ですとか商業地、工業地、農地など、調和の取れた土地利用を図るため、市全域を凡例にございます10の地域に分類し、土地利用の整序を図ることとしております。農業振興に関連する地域ですと、上段の囲みにございます農地保全地域と田園都市地域に分類しており、農地保全地域では、農地は環境保全機能や保水による防災機能等多面的な機能を有していることから、保全・活用を図り、特に生産性の高いまとまりある農地については優良農地として積極的な保全を図るとしてしております。また、田園都市地域につきましては、ある程度既存の住宅も見られる箇所でございますので、農地の保全・活用に努め、併せて農地と既存住宅等が調和した土地利用を図るとしてしております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

分野別方針の2つ目、（2）水と緑の整備方針でございます。

農地の保全・活用について、市内に残されている農地は、後世に伝えていく豊かな自然環境として保全・活用を図るとしてしております。そのため、農業政策的な目線で方針を記載しており、例えば、農産物の新たな需要の拡大や販路の開拓の促進、効率的で付加価値の高い農業経営を促進、自然環境にやさしい有機栽培等の導入の促進などを挙げています。

また、市街化区域内農地の活用につきまして、市街化区域内の農地は、良好な都市環境の形成や災害時の一時避難場所等多面的な機能を有しておりますので、保全を図ることとしておりまして、生産緑地制度等を活用し緑地空間の保全を図るとしてしております。

以上、簡単ではございますが、素案の内容について抜粋してご紹介させていただきました。今回ご紹介できなかった計画内容全体につきましては、11月中旬頃から1か月間、市民の皆様様の意見把握のため、パブリックコメントを行う予定でございます。その際はぜひご覧いただければと思います。詳細につきましては、ホームページや広報にて改めて周知させていただきます。

都市計画課からの説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

ございませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようですので、それでは、都市計画課の皆さんご苦労さまです。ありがとうございます。

—— 都市計画課職員退室 ——

○議長 それでは、次に、依頼事項、農地利用最適化推進1・1・1運動について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料3のほうをご覧ください。手短かに説明させていただきます。

昨年もやられたので、皆さん十分認識されていると思うんですけども、資料3、1枚めくっていただきまして、1ページ、趣旨のほうは後で再確認していただきまして、一人一人が1年間で1事例の取組を行うように活動を展開するというので、活動というのは、農地利用最適化の推進に向けた耕作放棄地の発生防止・解消、それと担い手への農地利用の集積・集約、それと新規加入促進、こういったことに向けて一人一人が1年間で1事例、報告してくださいということになります。また、資料の後ろのほうに、これまでの他市が挙げた例が載っていますので、この辺の例も参考にしながら、一人1枚提出していただきたいと思います。別紙となっている様式1、こちらを、令和5年2月までに提出いただきたいと思います。後でまとめて農業会議のほうに報告する都合がありますので、できれば2月に全部集めて、3月の総会で農業会議に報告する事案を皆さんに確認していただいてという形を取ればと思っておりますので、いろいろ毎月の活動記録に加えて恐縮ですが、1枚で構いませんので提出されるよう、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ただいまの1・1・1運動の説明につきまして、何かご質問ございますか。

これは一番後ろの用紙に書けばいいんですか。

○事務局 そうです。とじたのとは別に1枚、様式1と入っていますね。そちらは提出用に用意した用紙なので。

○議長 分かりました。

質問よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、1・1・1運動の報告書の提出につきましては、2月末までに提出されますようお願いいたします。

次に、報告事項2件目、八潮市農業経営者支援給付金について事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。資料4を使うんですけれども、資料4のほかは何点か資料なしでご説明をさせていただきます。

まず、資料4のほうをご覧ください。

八潮市農業経営者支援給付金についてでございます。

こちらの趣旨でございますが、現在原油価格・物価高騰が見られる中、肥料や農業資材などが高騰しており、農業経営に深刻な影響を与えているところでございます。市では、こうした様々な影響を緩和するとともに、経営の安定及び生産意欲の向上を図るため、市内の農業経営者等に対し、支援給付金を支給することとします。

なお、当該給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するというので、先般、八潮市で臨時議会がございまして、都市農業課としてもエントリーいたしまして、農業経営者支援給付金について審議いただきまして、承認いただいたところでございます。

内容でございますが、支給対象者につきましては、直近の農業販売収入額が年間50万円以上あり、次のいずれかに該当する農業者ということで、①市内に住所を有する個人農業経営者、②市内に主たる事業所を有する農業法人としております。

予算措置としましては、先ほど言いましたように、8月9日臨時議会のほうで補正予算として可決成立したところでございます。

予算額につきましては、こちら年間農業販売収入額の額に分けてまして、50万円以上500万円未満の農業者の方につきましては、給付金が5万円で想定件数が90件としておりまして450万円を予算としております。それから、500万円以上1,000万円未満の方には10万円の給付額を予定しております。こちら24件で240万円を予定しております。1,000万円以上の方につきましては、給付額15万円ということで予定しておりまして、想定件数の合計が120件で予算額は780万円を予定しております。

申請期間でございますが、これから広報やしおとか市ホームページとか農業団体の案内のほかに、農業者の方に個別に通知を出そうと考えておりまして、9月15日から10月14日までを予定しております。

申請方法につきましては、申請書類及び必要書類一式を郵送または都市農業課窓口に提出ということで、①から③までの書類を必要としております。こちらにつきましては、今準備しておりますので、追って農業者の方に通知を出したいと考えておりますので、ぜひ皆さん話題にいただきまして、申請していただきたいということで、まずは皆さんにお話をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それから、資料はございませんが、先日、農業委員会で農作物盗難の話を書き手から何人かいただきました。その後も、窓口のほうにも、農作物が盗まれたといった話がたくさんありましたので、都市農業課のほうでも、今、抜き打ちで週に何回かパトロールを開始しました。交通防犯課からパトロール車を借りまして、夜間パトロールをしているところがございます。そのほか、ホームページ等で、これから注意喚起をしたりとか、あるいは看板の設置、のぼり旗の切れたのを直したりとか、いろいろと対策を考えているところがございます。農業者の方々に対し、ホームページでの注意喚起を行います。記載の内容につきまして、今予定していますのは、収穫物は畑に放置せず持ち帰ったりする、ネットや柵等を設置して侵入しにくい場所をつくったり、防犯カメラ、センサーライト等を設置したり、盗難防止注意喚起の看板やのぼり旗を設置したりするようにしてくださいということで、盗難防止に心がけましょうということです。それから農業機械の盗難につきましても周知しようと考えております。委員の皆様にはまた新しい情報等がございましたら、ぜひ農業委員会のほうにご連絡いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、最後に、支援金の関係になります。先ほどの市の給付金の話とは別で、これは国のほうの施策で、まだ具体的な情報は来ておりませんが、肥料価格高騰対策の支援のご案内がございます。肥料価格高騰に直面する農家の皆様への支援策ということで、肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援しますということです。肥料の高騰に対しては支援しますが、条件がありまして、化学肥料の低減対策を取った農家さんについては支援しますということのようです。支援の対象となる肥料につきましては、もう既に決まっております、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料、詳しくは本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料が対象となります。支援の内容は、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費に対してその7割を支援金として交付することとなっております。化学肥料の低減につきましては、申請に併せ、取組メニューというのがあります。例えば、土壌診断による施肥の設計とか堆肥を利用しますとか、いろいろとメニューがありまして、その中で2つ丸をつけて、これをやりますと署名するみたいです。本年の秋肥、来年の春肥の分をそれぞれ申請・受付するようです。

スケジュールにつきましては、まだ詳しい手続内容が市に来ておりませんが、農業者グループ単位で申請することになるとのことです。5軒以上のグループで申請することになるらしくて、農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請をしていただくことを想定して、令和4年8月から周知に入りまして、令和4年10月頃から農業者グループからの申請（秋肥分の申請）、12月に支援金の交付、年明けて2月頃には春肥の分の申請、3月頃に春肥分の支援金の交付ということとなっております。現在のところ、このくらいしかわかっていないん

ですけれども、また農協さんのほうが窓口になる可能性がありますので、情報が入り次第、また農業委員会や農業者団体の会議等を通じて周知したいと思っております。以上でございます。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますか。
どうぞ。

○4番（渋谷 稔委員） 4番、渋谷です。

グループで申請するって今言っていましたけれども、どういうふうにグループって、例えば青耕会であるとか園芸協会の名前を使うとか、どういう。

○議長 5人以上だとすると、農協は、恐らく市内で5人以上のグループさんから、恐らく農協でやってくれると思います。
お願いします。

○事務局 今、会長おっしゃるとおり、農協さん肥料をいくらで買っているとか全部分かっていますので、5人以上のグループになりますから、農協さんの窓口で申請できると考えられます。あと、農家さんによっては、大きいホームセンターなどで買っている場合もあるという話もあります。八潮の農家の方でもいるんじゃないかと思えます。そういった方についてはどうするのかというの、国から話は来ていませんが、JAさんとか肥料販売店などがまとめて申請するという話を聞いております。課題としては、農業者団体で申請というのも考えられると思うんですけれども、それはちょっとはっきりした説明ができなくて申し訳ないんですけれども、もう少し調べさせていただきたいと思えます。

○議長 後で、事務局でももう少し調べていただきたいと思えます。
ほかにごございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、次にいきたいと思えます。

次に、報告事項3件目、令和4年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、8・1調査と呼んでおります、農業経営・農地利用状況調査の回収状況についてご報告いたします。

今日までに到着している回収率に関しましては77%となっております、356件に対して残り81件の方がまだ未回答という状況になっています。通常ですと、このタイミングで委員の皆さんに担当地区内の未提出のほうを回っていただくということを従来はやっていたんですけれども、今年も新型コロナウイルスによる感染が収まらない状況でありますことから、訪問していただくお願いは今年もやりません。調査票をもう一度郵送で未提出の方々にお送りすることを予定でいます。それでも未提出の方がいたときには来月の総会のときに回

収をお願いすることになるかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

この報告対して、何かご質問はございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、次に、報告事項4件目、合同農地パトロールについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 以前ですと、毎年9月の終わりぐらいに、皆さん合同で何か所かに分かれて農地パトロールやっていたところなんですけれども、今年も引き続きコロナ禍で、複数で1台の車に同乗してのパトロールはちょっと難しい状況かと思ひますので、今年もそれぞれ担当地区を回っていただく形にしたいと思ひます。来月の総会までに、各地区等、必要書類をそろえておりますので。来月の総会の後、個々に農地パトロールのほうをやっていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 それでは、次に、協議事項なのですが、県外視察研修につきまして、6月の総会のごときに、新型コロナウイルスの感染状況を見て、8月の総会で行くか行かないかをどう決めましょうかということになっておりましたので、本日決定したいと思ひますが、本日、欠席となっている方々から何かご意見は届いておりますか。

○事務局 届いておりません。

○議長 どうでしょうか。こういう状況で、6月から今まで発生状況、あまり芳しくない状態なので、ちょっと難しいのではないかとと思ひますが、どうでしょうか。

— 委員から中止でいいんじゃないですか。との声有 —

○議長 それでは、今年も中止という形でよろしいでしょうか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 では、今回もなしということでお願ひします。

次に、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和4年9月26日月曜日になります。祝日となりますことから、26日月曜日に市役所2階の第2会議室での開催になります。出席人数につきましては、この先の新型コロナウイルスの感染状況を見まして、総会の案内文書の発送に合わせてお知らせさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 それでは、最後に、皆様から全体を通して何かありましたらお願ひします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、ないようでしたら、これで議長の席を降ろさせていただきたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用の中を八潮市農業委員会 8月総会にご出席をいただきまして、長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

8月も終わりとなりまして、暑い夏も終わろうとしています。今年の高校野球も何やかんやありましたけれども、仙台育英が優勝しまして、白河の関を深紅の優勝旗が越えたと、こういう話でございます。今後も、白河の関という言葉がよく出てきますけれども、これは5世紀に大和朝廷が奥羽に設けた三関の中の一つでございます。白河の関は白河ですけれども、鼠ヶ関というのがあります。鼠ヶ関は山形県鶴岡にございます。そしてもう一つが勿来の関というのがあります。これは福島県なんです。その中で監督のインタビューが大変話題になっております。インタビューの中の言葉が今年の流行語大賞になるんじゃないかという話も出ております。そういうことで、夏もそろそろ終わろうかと思えます。しかし、まだ暑いさなかでございますので、ご自愛いただいて、夏の後半を乗り切りたいと思えます。

以上をもちまして、8月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。皆様大変お疲れさまでした。

閉会 午後4時00分